

産業廃棄物処分業許可証

住 所 滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院617番地1

氏 名 有限会社ヤマダ油脂
代表取締役 山田博次

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 3 年 11 月 12 日

許可の有効年月日 令和 8 年 10 月 4 日



1. 事業の範囲

処分業（中間処理）

事業の区分：中間処理〔固液ろ過〕

産業廃棄物の種類

廃油（タールピッチ類を除く、廃食用油に限る。）

（以上1項目）

事業の区分：中間処理〔加熱精製〕

産業廃棄物の種類

廃油（タールピッチ類を除く、廃食用油に限る。）

（以上1項目）

事業の区分：中間処理〔加熱圧搾〕

産業廃棄物の種類

汚泥（有機性汚泥に限る。）、廃油（タールピッチ類を除く、廃食用油に限る。）、
動植物性残さ

（以上3項目）

2. 事業の用に供するすべての施設

「別紙のとおり」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 18 年 10 月 5 日 新規許可

平成 28 年 10 月 5 日 更新許可

令和 3 年 10 月 5 日 更新許可

令和 5 年 11 月 29 日 住所の変更

令和 5 年 12 月 7 日 変更許可（2項目、処理方法の追加）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

滋賀県知事

複製禁止

固液ろ過施設

設置場所 : 滋賀県犬上郡豊郷町大字八町字油田1602番、1609番、1610番
設置年月日 : 平成18年10月5日
処理能力 : 廃油（タールピッチ類を除く、廃食用油に限る。）9.7m³/日

加熱精製施設

設置場所 : 滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院字牛尾堂617番1、648番1
設置年月日 : 令和5年2月13日
処理能力 : 廃油（タールピッチ類を除く、廃食用油に限る。）40m³/日

加熱圧搾施設

設置場所 : 滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院字牛尾堂617番1、648番1
設置年月日 : 令和5年2月13日
処理能力 : 汚泥（有機性汚泥に限る。）、廃油（タールピッチ類を除く、
廃食用油に限る。）、動植物性残さ 48m³/日

